

外郭団体の見直し

島根県

人口：744,677 人

面積：6,707.56 km²

取組の概要

「中期財政改革基本方針（H16.10）」において県出資割合 50%以上の団体（22 団体）について、団体数の 3 割程度の削減を目標に掲げ、重点的な見直しを実施している。

また、団体の自己点検評価（財務状況、県の人的・財政的関与の状況、今後のあり方等）としての「経営評価」に県評価を加え、県議会に報告しホームページで公表している。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 県の中期財政改革基本方針に基づく事業費縮減や指定管理者制度の導入に伴い、団体に対する県の事業委託費・補助金の大幅縮減、県の人的関与の縮減・廃止などの流れの中で、団体の財政基盤と組織人員体制の脆弱化が見込まれ、財源・人員ともに団体として基盤強化を図り自立が求められている時期。
- ・ 特に、公の施設の指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者に応募しようとする団体にあっては「標準人件費方式」による積算を基礎とした指定管理料の範囲内で団体が運営できるよう、早期退職者の募集をはじめとする人員体制の見直しや給与体系・制度の見直しなど団体自らのスリム化が必要。

2 取組の具体的内容

- ・ 「島根県外郭団体指導監督指針（H16.3）」により統一的な取組みを進めながら予算編成等を通じて継続的に見直しを実施。
- ・ 中期財政改革基本方針において県出資割合 50%以上の団体数（H16 年 10 月時点で 22 団体）を 3 割程度削減することを目標に掲げ、重点的な見直しを推進。
- ・ 地方自治法の監査対象団体への定期監査・評価に加えて、平成 16 年度からは、本県独自の取組みとして「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（H14.12）」に基づき「経営評価」を実施。

- ・ 県の人的関与については「3 役等の団体代表者からの退任、その他県職員の理事等役員からの退任、県職員の派遣・県を退職した職員の再就職の縮減」など団体の自立に向けた取組みを加速。
- ・ なお、平成 18 年 2 月には、団体に再就職している「県を退職した職員の給与の状況」について団体ごとに「役職・人数・年収」等を県議会に報告・公表するなど透明性を確保。

【見直しの視点】

- (1) 県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2) 厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3) 県の人的・財政的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4) 役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5) 積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

【具体的取組】

- (1) 見直しの手法等

「経営評価」の実施にあわせ団体所管部局に対し人事課ヒアリング（必要に応じて財政課共同）を実施して団体の解散や統合等団体のあり方、県の人的・財政的関与の縮減などにつき方向性を確認するとともに、予算編成等を通じて継続的にフォロー

- (2) 県の指導監督体制の強化

「島根県外郭団体指導監督指針」を策定し統一的な観点に基づく指導監督に努めるとともに「経営評価」の取組みにより県として団体の運営状況の点検や課題を把握

- ① 「島根県外郭団体指導監督指針」の項目

- ・ 団体のあり方に関する事項
- ・ 組織運営に関する事項
- ・ 事業に関する事項
- ・ 積極的な情報公開
- ・ 県による財政的関与の適正化
- ・ 出資法人の設立及び新たな出資等
- ・ 「経営評価」の実施及び運営状況の把握

- ② 条例に基づく「経営評価」の実施

- ・ 団体の決算が終了した段階で「財務状況、事業計画・評価、県の人的・財政的関与の状況と必要性、団体の今後のあり方等」について毎年度団体から自己点検評価の報告を受け、県の評価を加えたうえで全団体の取りまとめ・分析等を行い、評価調書を県議会に提出、とりまとめ結果を報告しHPで公表
- ・ 県出資等割合 50%以上の法人など地方自治法に基づき経営状況の公表を要する団体に加え、県の人的・財政的支援の状況から県関与の度合いが高いと判断される団体を対象として、H15 年度決算に基づく「H16 年度経営評価」以降毎年度実施

(3) 指定管理者制度の導入にともなう団体のスリム化

公募による指定管理者の選定に向け、指定管理者として応募しようとする団体においては「標準人件費方式」による積算を基礎とした指定管理料の範囲内で団体が運営できるよう、早期退職者の募集をはじめとする人員体制の見直しや給与体系・制度の見直しなど団体自らがスリム化を実施。

3 取組の効果

(1) 県出資団体数の状況（団体数は各年度末の状況）

	H14		H15		H16		H18
団体数	54	→	53	→	52	→	49
うち県出資 50%以上	25	→	23	→	20	→	18

（注）中期財政改革基本方針に基づく削減対象団体数「22 団体」はH16 年 10 月時点

(2) 県の財政的関与の状況

- ・ 島根県中期財政改革基本方針に基づき県からの委託等を縮減
（H17 年度の経営評価対象団体に対する当初予算措置額の状況）

〈H16 当初〉	→	〈H17 当初〉	→	〈H18 当初〉	対H16 ▲15.4 億円 (▲24.6%)
62.7 億円		49.4 億円		47.3 億円	
		(▲21.2%)		(▲4.3%)	

(3) 県の人的関与の状況

- ・ 経営評価対象団体について人的関与の状況を整理し毎年度議会へ報告・公表

○代表者への就任	H16.7		H17.7		H18.7
知事が代表者である団体	6 団体	→	1 団体 (▲5 団体)	→	1 団体 (増減なし)
副知事が代表者である団体	1 団体	→	1 団体 (増減なし)	→	0 団体 (▲1 団体)
部長等が代表者である団体	該当なし				
○常勤役員への就任	H16.7		H17.7		H18.7
県を退職した職員	15 団体 14 人	→	17 団体 16 人 (+2 人)	→	16 団体 15 人 (▲1 人)
県職員	3 団体 3 人	→	2 団体 2 人 (▲1 人)	→	2 団体 2 人 (増減なし)

○正規職員	H16.7		H17.7		H18.7
県を退職した職員の在職	8 団体 11 人	→	8 団体 9 人 (▲2 人)	→	8 団体 8 人 (▲1 人)
県職員の派遣	10 団体 28 人	→	8 団体 23 人 (▲5 人)	→	9 団体 23 人 (増減なし)
○非常勤役員（理事）	H16.7		H17.7		H18.7
県を退職した職員の就任	5 団体 6 人	→	3 団体 4 人 (▲2 人)	→	3 団体 4 人 (増減なし)
県職員の就任	12 団体 28 人	→	7 団体 10 人 (▲18 人)	→	6 団体 9 人 (▲1 人)
○非常勤役員（経営委員・評議員）	H16.7		H17.7		H18.7
県を退職した職員の就任	9 団体 15 人	→	4 団体 5 人 (▲10 人)	→	3 団体 3 人 (▲2 人)
県職員の就任	18 団体 58 人	→	18 団体 60 人 (+2 人)	→	16 団体 51 人 (▲9 人)
○非常勤役員（監事）	H16.7		H17.7		H18.7
県を退職した職員の就任	3 団体 3 人	→	2 団体 2 人 (▲1 人)	→	2 団体 2 人 (増減なし)
県職員の就任	1 団体 1 人	→	な し (▲1 人)	→	な し

(4) 「経営評価」実施の効果

- ・ 「経営評価」の取組みにより事業実績・財務状況等の経年比較が可能となり、県として各団体の運営状況の傾向などについての検証や課題の把握が容易となるとともに、団体としても今後の方向性など運営の中長期見通しの検討材料等として活用。

4 今後の課題

- ・ 中期財政改革の取組みによる県委託事業の減少を踏まえた事業見直しにあわせて、団体の組織人員体制についても団体自らの見直しが必要。
- ・ 団体の自立を図る点から、県としても人的・財政的関与の見直しを行い、類似する業務の整理を行うとともに、引き続き統合等団体のあり方について検討。
- ・ 団体自らも経営評価を踏まえ継続してあり方等を検討。
- ・ 経営評価を踏まえた今後の取組事例として「県行政に関する集中改革プラン」に掲載した団体について引き続き見直し等を実施。

(参考) 当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinji/>

担当部署：人事課新行政システム推進室